

「Y-Room 対応物件向けプラン」に関する重要事項説明

この度は、YCV サービスにお申し込みいただきまして、誠にありがとうございます。

本書は、「Y-Room 対応物件向けプラン」(以下、「プラン」といいます。))に関して、お客さまにご確認いただきたい事項を説明しております。以下内容につきまして、対象サービスに係る『加入契約約款』『YCV サービス重要事項説明書』(以下、「重要事項説明書」といいます。))と「申込書控え」または「お申込内容確認書」および、ご契約後に交付される「ご契約内容のご案内」(以下、「契約締結後書面」といいます。))とあわせてご確認くださいませようをお願いいたします。

□ Y-Room 対応物件向けプランについて

1. Y-Room 対応物件向けプランは、オーナー/管理会社さま(以下、「オーナーさま」といいます。))と当社の集合住宅一括契約のプランに基づき、お客さまに提供されるサービスです。
2. オーナーさまが集合住宅のプランを変更または解除された場合、お客さまが利用しているサービス内容やご利用料金などを同条件で継続できない場合があります。その場合、集合住宅のプラン変更または解除後にお客さまがご利用いただけるサービスのいずれかへ変更手続きをいただければサービスをご継続いただけますが、お手続きがされない場合、当社からお客さまへ事前通知の上、お客さまの契約を解除させていただきます。なお、集合住宅のプラン変更時に、主にサービス内容またはご利用料金の点でお客さまに不利益がなく、よりよい条件でご利用いただけるサービスがある場合には、オーナーさまの契約変更月の翌月から自動的にお客さまのサービス内容またはご利用料金を変更します。

□ 契約プラン・月額利用料金について

1. ご契約のプランは、オーナーさまと当社の集合住宅一括契約のプランに基づき提供されます。
2. ご契約のプランを構成する各サービス(以下、「対象サービス」といいます。))・月額利用料金につきましては、別表とあわせて「申込書控え」または「お申込内容確認書」、ご契約後に交付される「契約締結後書面」をご確認ください。当社のホームページ経由もしくは電話にてお申し込みいただいた場合は、ご契約後に交付される「契約締結後書面」をご確認ください。

□ ご契約条件

本書および、当社が加入契約約款等別に定めるご契約に関する条件にご同意の上、同一名義、同一回線にて、ご契約のプランを契約解除、利用の一時中断をせずに継続して利用される方。

□ サービス開始日、ご利用料金について

1. ご契約プランに基づくサービス開始日は、対象機器の設置工事が完了し、サービスの提供が開始された日*1 となります。この日をもって、ご契約プランに定められたご利用料金が適用されます。

*1 お客さまご自身で機器の設置を行う場合、サービス開始日は機器の配送完了日となります。

□ サービス解約について

1. サービス提供を解除した場合は、サービス提供を解除した日までの期間について、ご契約プランのご利用料金を適用いたします。

□ その他注意事項

1. ご契約プランのご契約につきましては、1契約ごとに1台、1回線限りとさせていただきます。
2. ご契約時には、当社が別に定める工事費など、ご解約時には撤去費などをお支払いいただきます。
3. 料金未納に伴う強制解除等、当社が行うサービスの解除またはお客さまのお申し出による解約が生じた後に、再度、サービスのご利用をご希望される場合は、新たにご契約が必要となりますので、当社コールセンターまでご連絡ください。
4. オーナーさまが集合住宅のプランを変更または解除された場合、契約締結後書面に記載の条件と同条件(サービス内容・ご利用料金など)で継続できない場合があります。あらかじめご了承ください。

以 上

内容現在 2025 年 10 月 1 日

横浜ケーブルビジョン株式会社

0120-595-775(受付時間 AM9 時~PM5 時)